

令和8年度森林・里山の再生、まちの緑化に関わる取り組みの 情報発信・解析業務 仕様書

1. 業務の概要

令和7年度より開始された「森の未来都市 神戸」の取り組みに対して、市民の認知度を調査したところ、具体的な内容を知っている割合は、約 13%であった（令和7年度ネットモニターアンケート調べ）。令和8年度目標を 20%とし、今後広報を行う中の一つの手段として、若者世代（15～39 歳）をメインターゲットに、Instagram による情報発信を行う。

発信内容は、「取り組みに興味を持ち、さらに詳しく調べたくなるような魅力的な写真や動画」とする。

2. 業務内容

(1) 公式 SNS (Instagram) アカウント(以下、「アカウント」と言う)の管理運営

① 公式投稿案(フィード投稿・リール投稿・ストーリーズ投稿)の制作・投稿

- ・ 週に2回以上の投稿を行うこととし、日々の運用管理を行うこと。
- ・ 公式投稿の画像及び投稿文の制作にあたっては、市の公式 HP や提供写真・動画等を参照すること。ただし、内容をそのまま掲載するのではなく、ユーザー視点に立って読みやすい文章や構成に編集し、提案すること。
- ・ 市が依頼した臨時の情報の発信業務を別途行うこと。なお、画像等を市が制作し、投稿作業のみ依頼した場合は、前項の「週に 2 回以上」の回数には含めない。
- ・ フィード投稿・リール投稿・ストーリーズ投稿の使い分けについて、それぞれの投稿の特性や閲覧するユーザーの属性を踏まえて内容を検討し、本市に提案すること。なお、「週に 2 回以上」の投稿は、投稿が残り続けるものを対象とするため、ストーリーズ投稿は回数には含めない。

(留意事項)

- ・ 「森の未来都市 神戸」Instagram 公式アカウントを使用すること。
- ・ アカウント使用にあたっては、当該アカウントが市メールアドレスに紐づけられていることに留意すること。
- ・ 投稿の日時は、市から特別に依頼しない限りは、平日 8:45～17:30 の間であること。
- ・ アカウントのログを適切に管理し、市が求めた場合には報告を行うこと。
- ・ 発信する内容については、あらかじめ市と協議し、決定すること。
- ・ 原則、コメントや DM への回答は行わない。
- ・ 回答が必要な問い合わせ等があった場合は、市に確認のうえ回答を行う。対応が困難なコメントや DM が来た場合には、迅速に市に報告し、対応について協議する。
- ・ アカウントのなりすまし、乗っ取りの確認・対策を行うこと。

【森の未来都市神戸の取り組み内容に関する参考事例】

※参考1:神戸市 HP「森の未来都市 神戸」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a36279/morinomiraitoshikobe.html>

※参考2:神戸市 HP「森林・緑化関係イベント情報」

https://www.city.kobe.lg.jp/a36279/morinomiraitoshikobe_event.html

※参考3:「森の未来都市 神戸」Instagram 公式アカウント

<https://www.instagram.com/morinomiraitoshikobe/>

②アカウント運用状況の解析業務

- 1ヶ月毎の SNS アカウント運用状況の解析結果、及び運用における課題を可視化し報告書にまとめ、PDF データを電子メールにて提出すること。また、半期ごとの報告書についても計 2 回、1 回目については上半期(4月 1 日～9月 30 日)時点のものを 10 月 9 日(金)までに PDF データを電子メールにて提出し、2 回目については 10 月 1 日以降の内容を 3 月 31 日(水)までに提出すること。なお、2 回目の具体的な期間については別途協議とする。

(留意事項)

解析の際は、投稿数、リーチ数、エンゲージメント数(率)等を含め報告書にまとめる

こと。

報告書には③「森の未来都市 神戸」の認知度向上に記載の指標に関する達成状況や改善策も記載すること。

③「森の未来都市 神戸」の認知度向上

ア)公式アカウント(Instagram)の認知度向上

- 対象人口などを分析したうえで、フォロワー数の目標値を設定し、目標を達成すること。なお、業務期間での最低目標フォロワー数は、現在のフォロワー数を含めて合計 1,000 名とする。
- フォロワー等の反応を隨時確認し、メインターゲットに効果的な発信となっているか検証を行うとともに、必要に応じて、前項の定期投稿とは別の情報発信を検討し、市に提案を行うこと。なお、契約額の上限を超えない範囲であれば、Web 広告配信、取材・撮影も含めた記事制作等、より効果の高い PR を検討しても問題ないこととする。
- 公式アカウント(Instagram)のプロフィール写真を刷新すること。刷新方法については、新規デザインを提案するほか、写真公募のキャンペーンを行う等、手段は問わないものとし、市へ提案すること。

(留意事項)

PR の時期と媒体については、あらかじめ市と協議すること。

イ)「森の未来都市 神戸」の認知度向上に対する効果検証

- 本業務が「森の未来都市 神戸」の取り組みそのものの認知度向上に寄与している

- かを示す指標とその目標を設定し、その目標を達成できるような運営を行うこと。
- ・ 「1. 業務の概要」に記載のとおり取り組みそのものの認知度 20%が最終目標であるが、この目標に対して前述で設定した指標について中間目標の数値を設定し、「②アカウント運用状況の解析業務」とも絡めながら、必要であれば指標の最終目標達成のための改善策を市へ提案し、それを実施すること。

④契約期間終了後の引継ぎ準備

- ・ 契約期間終了までに、令和9年4月分の公式投稿を3投稿以上作成すること。また、その中から2投稿程度を令和9年4月第2週目投稿分まで予約し、市に内容を共有する等、適切に引き継ぐこと。
- ・ 契約期間終了前にアカウントの設定変更などへの準備も適切に対応すること。

(2)打ち合わせの実施

発信内容や効果検証の協議のため、最低月に一度は打ち合わせを実施すること。(オンラインでの打ち合わせも可。)

(3)情報拡散のための Instagram 以外のツールとの連携

神戸市公式の threads、note、HP、X 等との連携による効果的な情報発信について提案し、市と協議のうえ実施する。

3. 契約額

上限額 3,000,000 円(うち消費税及び地方消費税相当額 272,727 円)

4. 支払方法

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

5. 委託業務の履行場所、作業場所

市内各所及び事業者の事務所

6. 成果物納品場所

神戸市建設局森林・防災部森林課

7. その他の留意点

(1)再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2)著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

①成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は発注者である市に無償で譲渡するものとする。

なお、成果物とは、投稿内容及び投稿に使用した写真・動画、解析業務報告書等を指す。

②受託者は、市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(3)秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4)情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(5)第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6)禁止事項

以下の事項を含む内容を制作・掲載(シェア・リポストを含む)することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 謹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・ わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 消費者保護の観点から適切でないもの

- ・ 市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・ 市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ 内容が著しく拙劣なもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不適当と認めるもの

(7)その他

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者が協議して定めるものとする。